

- ① 事前アンケートの結果について
- ② **改正物流法の施行に向けた情報**
- ③ トラック・物流Gメンの活動について
(九州運輸局担当者説明)
- ④ 物流事業者DX事例の紹介
(二次元バーコードを活用したBtoB小口置配)
- ⑤ 参考資料紹介
 - ⑤-1 最近のトピック (各省報道発表資料等)
 - ⑤-2 事前にいただいた問題意識等
 - ⑤-3 物流効率化に向けた努力義務における判断基準

①流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律関係

- 法律名を「物資の流通の効率化に関する法律」に改正
- 全ての荷主・物流関係事業者に**判断基準**に基づく物流効率化の努力を義務付け。

②貨物自動車運送事業法関係

- 真荷主、トラック事業者間の**運送契約には書面の相互交付**を義務付け。
- 元請トラック事業者には**実運送体制管理簿の作成・保存**を義務付け。
- 他の運送を利用**する事業者には**書面の交付**を義務付け。
- 他の運送を利用する一定規模以上のトラック事業者には、**運送利用管理規程の作成、運送利用管理者選任**を義務付け。
- 貨物軽自動車運送事業に係る安全対策**
(安全管理者選任、届出、講習受講運転者台帳作成、保存等)

- **すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① 積載効率の向上

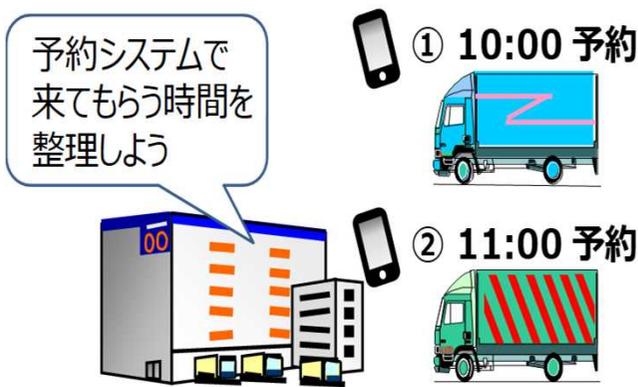
- ・ 共同輸配送や帰り荷の確保
- ・ 適切なリードタイムの確保
- ・ 発送量・納入量の適正化 等



(例)地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入
- ・ 混雑時間を回避した日時指定 等



(例)トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入
- ・ タグ等の導入による検品の効率化
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



(例)パレットの利用や検品の効率化

(1) 運転者の運送及び荷役等の効率化の実施の原則 (第1条関係)

荷主は、法第33条第1項の基本方針に定められた貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の目標を達成するため、その事業の特性、従業者の安全の確保の必要性その他の必要な事情に配慮した上で、**運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るための措置を計画的かつ効率的に実施するものとする。**

(2) 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加 (第2条関係)

- (i) **第一種荷主(発荷主)**は、以下に定めるところにより、法第37条第1項第1号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に定めるところによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。
- ① 貨物の運送の委託の時から貨物を引き渡し、又は受け取るべき時までの間に、貨物自動車運送事業者等が他の貨物との積合せ、配送の共同化、帰路における車両への貨物の積載その他の措置により、その雇用する**運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量を増加させることができるよう、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を適切に決定すること。**
 - ② 貨物の量の平準化を図ること、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯の集約を図ることその他の措置により、**貨物の出荷量及び入荷量の適正化**を図ること。
 - ③ **配車、運行等に関する情報システムの導入及び運用**を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。
 - ④ ①、②及び③に掲げる措置が適正かつ円滑に行われるよう、**貨物の運送に関係する各部門間の連携を促進**すること。

(2) 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加 (第2条関係)

- (ii) **第二種荷主(着荷主)**は、次に定めるところにより、法第37条第4項第2号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に定めるところによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。
- ① **第一種荷主が** (i) ①、②及び③に掲げる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について**協議したい旨を申し出た場合にあつては、これに応じて、必要な協力を行うこと。**
 - ② ①に掲げる措置が適正かつ円滑に行われるよう、**貨物の受渡しに関係する各部門間の連携を促進すること。**

(3) 運転者の荷待ち時間の短縮 (第3条関係)

- (i) **第一種荷主**は、次に定めるところにより、法第37条第1項第2号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に定めるところによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。
- ① 停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り**一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう配慮して貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を決定すること。**
 - ② 当該第一種荷主が管理する施設において**到着時刻表示装置** (施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業者等から提供された当該施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置をいう。(ii) ②において同じ。) **の導入を行い、及びこれを適切に活用すること**その他の措置により、**貨物自動車の到着時刻を調整すること。**

(3) 運転者の荷待ち時間の短縮 (第3条関係)

- ③ 当該第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者に受寄物の入庫又は出庫の発注を早期に行うことその他の措置により、当該者が管理する施設における貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。
- (ii) **第二種荷主**は、次に定めるところにより、法第37条第4項第1号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に定めるところによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。
 - ① 停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り**一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう配慮して貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を指示**すること。
 - ② 当該第二種荷主が管理する施設において**到着時刻表示装置の導入**を行い、及びこれを**適切に活用**することその他の措置により、**貨物自動車の到着時刻を調整**すること。
 - ③ 当該第二種荷主との間で**貨物に係る寄託契約を締結した者に受寄物の入庫又は出庫の発注を早期に行う**ことその他の措置により、**当該者が管理する施設における貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散**させること。

(4) 運転者の荷役等時間の短縮 (第4条関係)

- (i) **第一種荷主**は、次に定めるところにより、法第37条第1項第3号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に定めるところによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。
- ① **パレットその他の荷役の効率化に資する輸送用器具を導入**すること、一貫パレチゼーション（輸送、荷役又は保管の各段階において同一のパレットを使用することをいう。）の実現のために**日本産業規格その他の標準化された規格に適合するパレットを使用**すること、**運転者の荷役等を省力化するための貨物の荷造りを行う**こと、**フォークリフト又は荷役等を行う人員を適切に配置**することその他の措置により、**荷役等の効率化を図る**こと。
 - ② 貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの**検査**（以下②及び(ii)において単に「検査」という。）を**効率的に実施するための機械を導入**すること、**取引先に対して貨物に係る情報を事前に通知**すること、**検査を合理的に実施**することその他の措置により、**検査の効率化を図る**こと。
 - ③ 荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保することにより、**荷役等を円滑に行うことができる環境を整える**こと。
- (ii) **第二種荷主**は、次に定めるところにより、法第37条第4項第3号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に定めるところによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。
- ① **検査を効率的に実施するための機械を導入**すること、**検査を合理的に実施**することその他の措置により、**検査の効率化を図る**こと。
 - ② **フォークリフト又は荷役等を行う人員を適切に配置**することその他の措置により、**荷役等の効率化を図る**こと。

(4) 運転者の荷役等時間の短縮 (第4条関係)

- ③ 荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保することにより、荷役等を円滑に行うことができる環境を整えること。

(5) 実効性の確保 (第5条関係)

荷主は、(2)、(3)及び(4)の措置の実効性を確保するため、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化(以下(5)において単に「効率化」という。)を図るため、効率化のための取組に関する責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、効率化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。
- ② 運転者の荷待ち時間等及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに効率化のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。
- ③ 当該荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設における荷待ち時間等の短縮を図るため、(3)及び(4)に規定する措置その他の効率化のための措置に関し、当該者から提案を受けた場合にあっては、当該提案に係る措置に協力すること。
- ④ 物資の流通に係るデータの標準化(電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。)を実施することその他の措置により、物資の流通に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。
- ⑤ 運送役務の内容その他の事情に応じた価格の設定をすることその他の措置により、関係事業者が貨物の運送に関する費用を把握するよう努めること。
- ⑥ 効率化のための取組を効果的に行うため、国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。

(1) 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加（積載効率の向上等）のための措置の実施の原則（第1条関係）

貨物自動車運送事業者等は、法第33条第1項の基本方針に定められた貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の目標を達成するため、その**運送する貨物の特性、従業者の安全の確保の必要性その他の必要な事情に配慮した上で、運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加のための措置を計画的かつ効率的に実施するものとする。**

(2) 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加（第2条関係）

- ① 一の貨物自動車に複数の荷主の貨物を積み合わせて運送することその他の措置により、**輸送網を集約**すること。
- ② 荷主、連鎖化事業者、他の貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者と協議を行うことその他の措置により、複数の貨物自動車運送事業者等が委託を受けた**集荷又は配達を一の運転者に行わせる**こと。
- ③ 帰路において車両に貨物を積載することその他の措置により、**貨物自動車の走行距離に占める貨物を車両に積載した状態における走行距離の割合を増加**させること。
- ④ 配車、運行等に関する情報システムの導入その他の措置により、**配車計画又は運行経路の最適化**を行うこと。
- ⑤ 輸送する貨物の量に応じた大型車両の導入その他の措置により、**運転者一人当たりの一回の運送ごとに輸送することができる貨物の重量を増加**させること。

(3) 実効性の確保 (第3条関係)

貨物自動車運送事業者等は、(2)の措置の実効性を確保するため、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する**運転者の運送及び荷役等の効率化**(以下単に「効率化」という。)のために**実施した取組及びその効果を適切に把握**すること。
- ② 必要に応じて取引先その他の関係事業者に対し、複数の荷主の貨物を積み合わせて運送することその他の措置を実施するために**必要な運賃の設定**、パレットその他の輸送用器具の利用その他の**効率化に資する措置の提案**を行うこと。
- ③ 物資の流通に係るデータの標準化(電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。)を実施することその他の措置により、**多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化**を図ること。
- ④ 効率化のための取組を効果的に行うため、**国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携**を図ること。その際、必要に応じて**取引先に対し協力を求める**こと。
- ⑤ テールゲートリフター(貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。)の導入、貨物の積卸しのための施設の整備その他の措置を講ずることにより、(2)の措置を講ずることに伴い増加する**運転者の負荷の低減**に配慮すること。
- ⑥ 関係法令を遵守し、過積載による運送その他の**輸送の安全を阻害する行為を防止**すること。

① 運送契約締結時等の書面交付義務

【書面への記載事項】

- ・契約の当事者の氏名又は名称・住所
- ・有料道路の通行に係る料金
- ・燃料価格の変動に伴い追加的に必要となる 燃料費に係る料金（いわゆる燃料サーチャージ）
- ・その他の特別に生ずる費用に係る料金、運賃及び料金の支払の方法
- ・書面を交付した年月日

【書面の保存義務】

- ・書面の交付日から1年間保存しなければならない。

【公布義務の例外事由】

- ・災害その他緊急やむを得ない場合

② 運送利用管理規程の作成、運送利用管理者の選任義務

【運送利用管理者の選任義務の対象となる事業者が行う貨物自動車利用運送の規模】

- ・前年度におけるその行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量が **100 万トン以上**

【運送利用管理者の選任及び解任の届出】

- ・届出期限は行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量が100万トン以上となった年度の翌年度の7月10日まで。届出の受理に係る権限は地方運輸局長に委任。
- ・当該年度以前にすでに運送利用管理規程の作成の届出をしているときは、改めて届出をする必要がない。

③ 実運送体制管理簿作成

【実運送体制管理簿の作成の対象となる貨物の重量の下限等】

- ・実運送体制管理簿の作成の対象となる貨物の重量は、**1.5トン以上**とする。
- ・実運送体制管理簿の作成は、貨物の運送が完了した後、遅滞なく、行うものとする。

【実運送体制管理簿を貨物の運送ごとに作成することを要しない場合】

- ・真荷主と元請事業者との間において、「**元請事業者が実運送を行わない場合には常に同一の貨物自動車運送事業者が実運送を行う**」旨の契約が締結されている場合は、実運送体制管理簿を貨物の運送ごとに作成することを要しない。
- ・貨物の運送ごとに作成しない場合の実運送体制管理簿には、通常の記載事項に加え、**当該契約の期間を記載**する。
- ・元請事業者は、当該実運送体制管理簿に記載した貨物の運送が完了した日から、当該契約が満了する日までの期間又は1年間のいずれか長い期間、これを営業所に備え置く。

④ 貨物軽自動車運送事業安全対策関係

【貨物軽自動車安全管理者の選任と講習受講の義務付け】

【業務記録の作成・保存の義務付け】

【事故記録の保存の義務付け】

【国土交通大臣への事故報告の義務付け】

【特定の運転者への指導・監督及び適性診断の義務付け】

物流業界の**多重下請構造を是正**し、実運送事業者の適正運賃収受を図る。

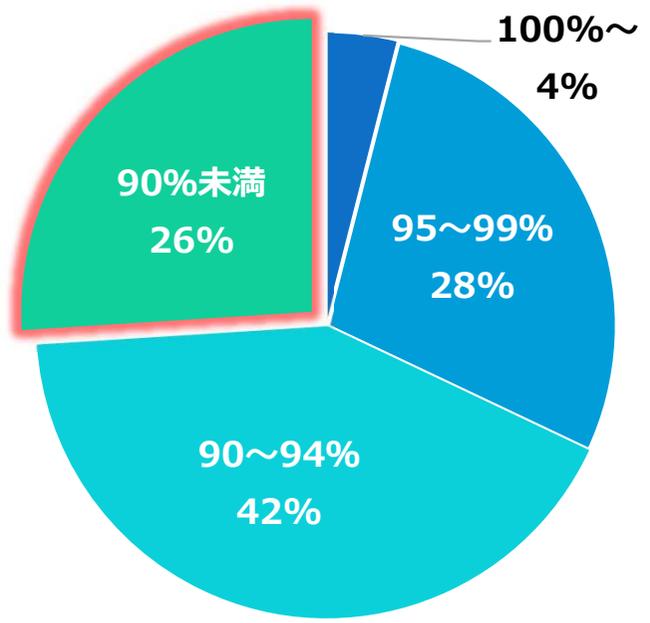
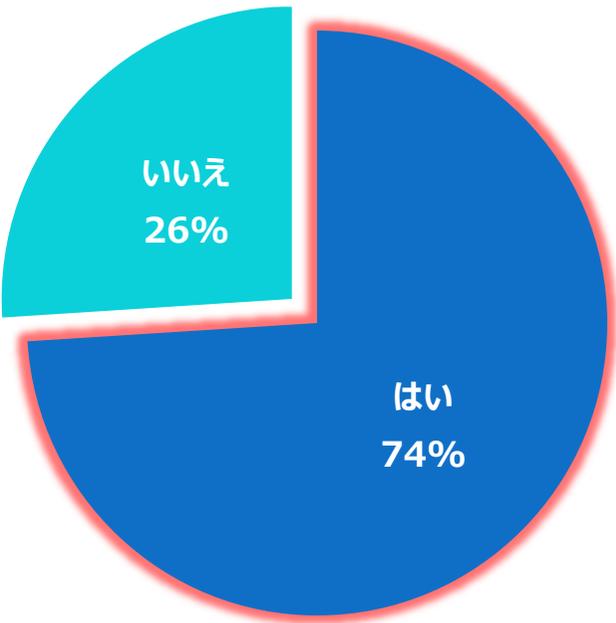
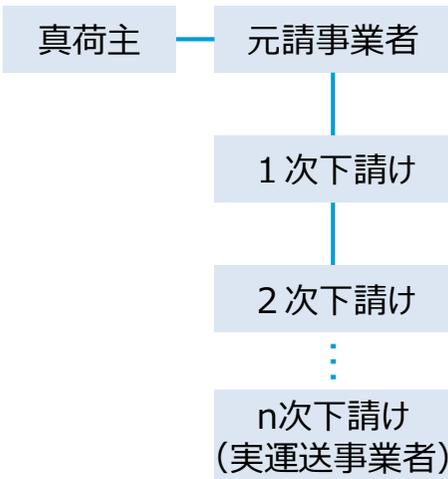
○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面交付等を義務付け***。

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。

○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**管理者**の選任を**義務付け**。

* 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

----- 【多重下請構造のイメージ】 ----- 【他のトラック事業者を利用して運送することがあるか】 ----- 【他のトラック事業者に委託する際の下請金額は、請け負った金額の概ね何%か】



※調査対象としている下請行為は元請けから1次下請け、1次下請けから2次下請け等のケースを含む。
(令和4年度末に国土交通省が実施した貨物自動車運送事業者を対象としたアンケート調査より)

<パターン1: 貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



貨物自動車運送事業者は

- ・引き受けた運送の全部を自ら行う
- ・引き受けた運送の全部を委託する
- ・引き受けた運送の一部を委託する

場合がある。

(※)引き受けた運送の全部を自ら行うことができない場合、貨物利用運送事業者に運送委託する場合もある(貨物利用運送事業の登録も受けている者に限る。)

①: 第12条の規定に基づく書面交付
(真荷主⇔トラック事業者)

②: 第24条の規定に基づく書面交付
{ トラック事業者・利用運送事業者
⇒ トラック事業者・利用運送事業者 }

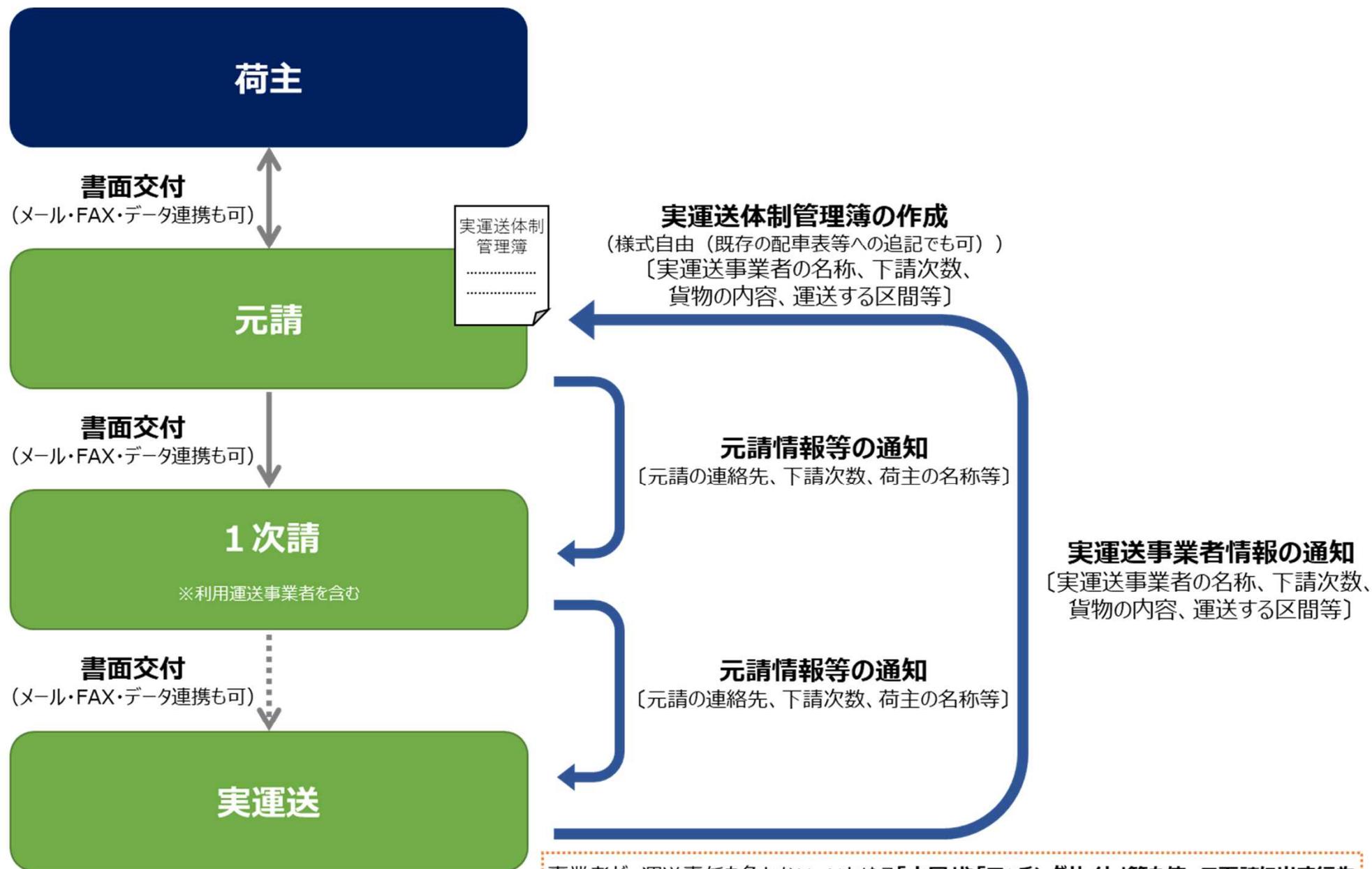
<パターン2: 真荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



<パターン3: 貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



実運送体制管理簿の作成フロー



〔恒常的に下請行為を行う事業者に対しては、
管理規程の作成、責任者の選任を義務付け〕

事業者が、運送責任を負わない、いわゆる「水屋」や「マッチングサイト」等を使って下請に出す行為を行う場合も、当該事業者は、適正化に係る努力義務を負う
⇒ 監査やトラックGメンによるチェック

実運送体制管理簿のイメージ

事例：トラック事業者X運輸

- ・保有台数:50台 ・常時利用する下請事業者の保有台数:50台
- ・荷主3社(食料品メーカー甲社、製紙メーカー乙社、機械メーカー丙社)

(※):法律上、実運送体制管理簿として記載が義務付けられる事項

実運送体制管理簿(機械メーカー丙社)

実運送体制管理簿(製紙メーカー乙社)

実運送体制管理簿(食料品メーカー甲社)

| 積込日 | 運送区間(※) | 貨物の内容(※) | 実運送トラック事業者の名称(※) | 請負階層(※) | 車番 | ドライバー名 | ... |
|--------|-----------|------------|------------------|---------|-------|--------|-----|
| 2/1(木) | 〇〇工場～小売店ア | 食料品 × 10トン | X運輸 | - | 11-11 | 〇〇 | |
| 2/1(木) | 〇〇工場～卸売店イ | 食料品 × b箱 | X運輸 | - | 11-12 | 〇〇 | |
| ⋮ | | | | | | | |
| 2/1(木) | 〇〇工場～小売店ウ | 食料品 × c個 | A運輸 | 1次請け | 11-13 | 〇〇 | |
| 2/1(木) | ××工場～倉庫工 | 食料品 × dケース | B運輸 | 2次請け | 11-14 | 〇〇 | |
| ⋮ | | | | | | | |
| 2/2(金) | 〇〇工場～小売店ア | 食料品 × eトン | X運輸 | - | 22-11 | 〇〇 | |
| 2/2(金) | ××工場～卸売店イ | 食料品 × f箱 | X運輸 | - | 22-12 | 〇〇 | |
| ⋮ | | | | | | | |
| 2/2(金) | ××工場～倉庫工 | 食料品 × gケース | C運輸 | 1次請け | 22-13 | 〇〇 | |
| 2/2(金) | ××工場～卸売店オ | 食料品 × h個 | D運輸 | 3次請け | 22-14 | 〇〇 | |
| ⋮ | | | | | | | |

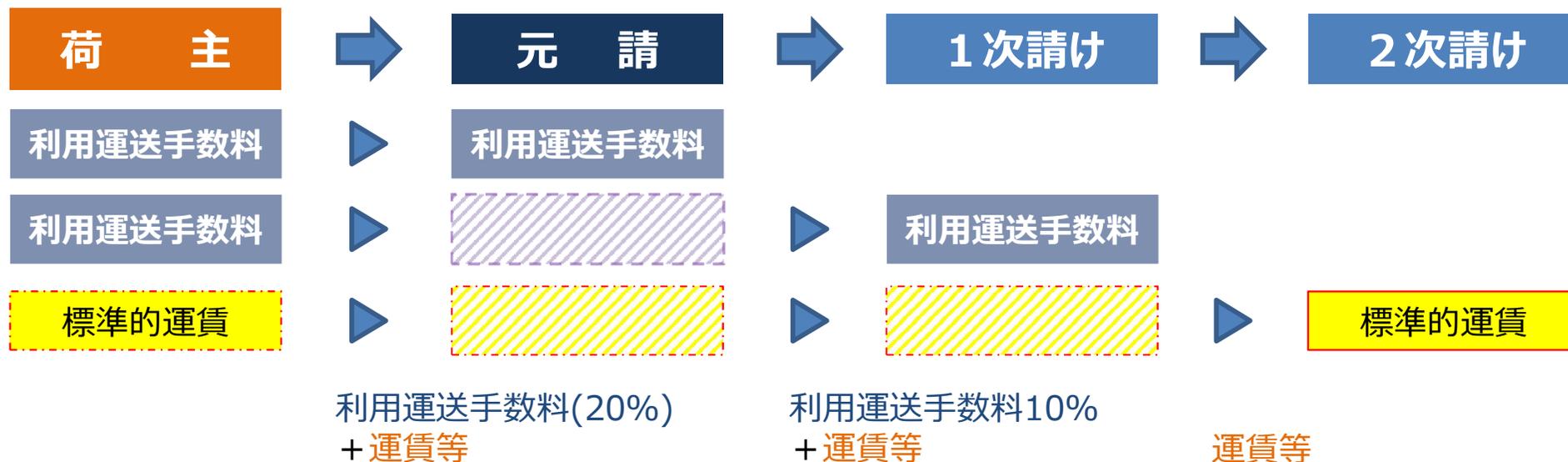
⇒ 様式など決まっていないため、既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成。電磁的記録での作成も可。 22

利用運送手数料について

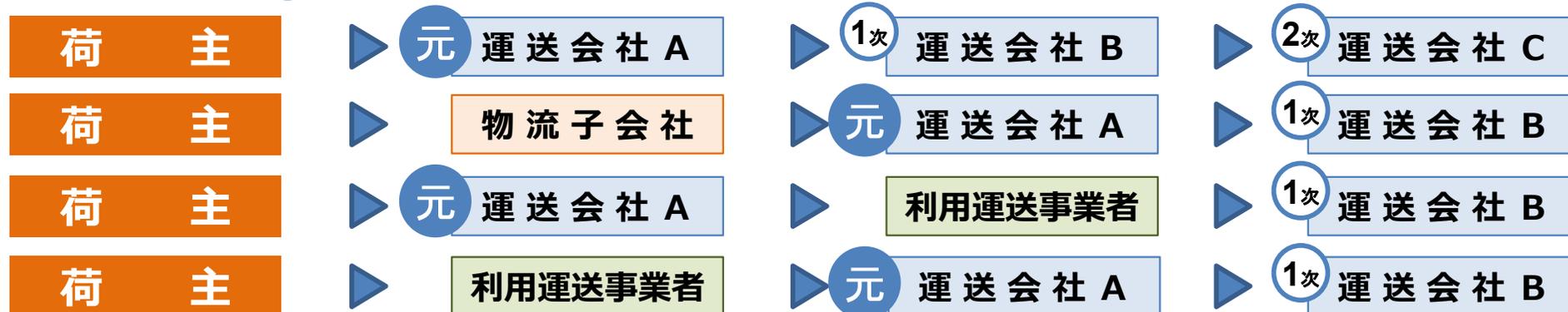
利用運送手数料

※以下はわかりやすいよう元請、1次下請が実運送を行わない前提で例を作成。

- ・運賃の10%を**運賃と別に収受**
 - ・実運送事業者の**手配までに要した回数**について収受
- ⇒下請け数が増えていくと10%、10%×2…と増えていく

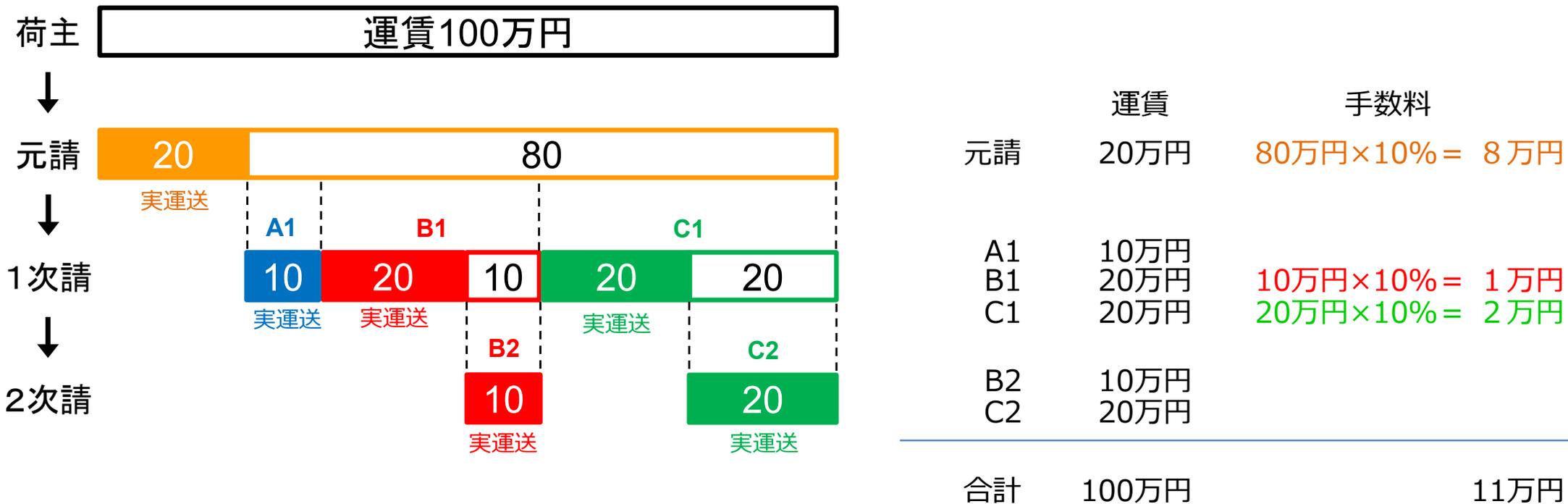


下請構成の例 (元請は元請事業者、荷主に対して運送手数料が請求でき、実運送体制管理簿作成の義務を負う)



※上記物流子会社、利用運送事業者は、一般貨物運送事業の許可がない場合を想定。一般貨物運送事業者の場合は元請になる。

事例 荷主と元請Xが、荷物100t・運賃100万円の運送契約を締結した場合



- 元請事業者は、実運送体制管理簿の作成により把握した下請次数を考慮した金額を考慮して、荷主に対し運賃精算交渉。(※)
- 管理簿の作成を継続することで、下請次数を一定程度見通すことができるようになることから、荷主との運賃交渉段階においても、実運送事業者が收受すべき運賃を考慮した金額を荷主に請求。

(※) 運賃の精算は、荷物の運送が完了した後に行うことも可能。

【参考】標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号）（抄）

（運賃、料金等の收受方法）

第三十一条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を收受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

3 (略)

1 貨物軽自動車安全管理者の選任と講習受講の義務付け

- 貨物軽自動車運送事業者（バイク便事業者を除く）に対して、営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」を選任※し、以下2つの講習受講を義務付ける。
 - ・貨物軽自動車安全管理者講習：貨物軽自動車安全管理者の選任にあたり受講
 - ・貨物軽自動車安全管理者定期講習：2年ごとに受講
- ※ 一般貨物自動車運送事業等を経営している場合、営業所において運行管理者として選任されているものを当該貨物軽自動車安全管理者として選任することも可
- 貨物軽自動車安全管理者を選任したときは、貨物軽自動車運送事業者の氏名又は名称、貨物軽自動車安全管理者の氏名及び生年月日、貨物軽自動車安全管理者の兼職※の有無等を届出させる。
- ※ 主に運転者や運行管理者と兼ねるかどうかを記載
- 既存の貨物軽自動車運送事業者における貨物軽自動車安全管理者の選任については、施行後2年の猶予期間を設ける。

2 業務記録の作成・保存の義務付け

- 貨物軽自動車運送事業者（バイク便事業者を除く）に対して、業務記録の作成及び1年間の保存を義務付ける。主な項目は以下の通り。：
 - ① 業務の開始、終了及び休憩の日時
 - ② 業務の開始、終了及び休憩の地点
 - ③ 業務に従事した距離
 - ④ 主な経過地点
 - ⑤ （荷主都合により集貨又は配達を行った地点で30分以上待機した場合）
集貨地点、集荷地点に到着した日時、荷役作業の開始及び終了の日時、附带業務の開始及び終了の日時
 - ⑥ （荷役作業等を実施した場合（荷役作業等が契約書に明記されている場合は、荷役作業等が1時間以上である場合に限る））
集貨地点、荷役作業の開始及び終了の日時、荷役作業の内容、左記に掲げた事項に係る荷主の確認の有無

3 事故記録の保存の義務付け

- 貨物軽自動車運送事業者に対して、事故が発生した場合、その概要や原因、再発防止対策等の記録、及びこれらの記録の3年間の保存を義務付ける。

4 国土交通大臣への事故報告の義務付け

- 貨物軽自動車運送事業者に対して、死傷者を生じた事故等、一定規模以上の事故について、運輸支局を通じて国土交通大臣への報告を義務付ける。

5 特定の運転者への指導・監督及び適性診断の義務付け

- 一般貨物自動車運送事業者等に義務付けている以下の特定の運転者への指導・監督及び適性診断の受診を貨物軽自動車運送事業者（バイク便事業者を除く）の特定の運転者にも義務付ける：
 - ① 運転者として新たに雇い入れた者
 - ② 高齢者（65歳以上の者）
 - ③ 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者
- 上記について、既存の貨物軽自動車運送事業者については、施行後3年の猶予期間を設ける。
- また、貨物軽自動車運送事業者は、運転者の氏名、当該運転者に対する指導及び当該運転者の適正診断の受診状況等を記載した貨物軽自動車運転者等台帳を作成し、これを営業所に備え置かなければならないことを義務付ける。

貨物軽自動車運送事業に係る処分基準の追加

| 行政処分事由 | 行政処分内容 |
|--|------------|
| <p>➤ 貨物軽自動車安全管理者の選任違反</p> <p>○選任なし</p> | 事業停止（30日間） |
| <p>➤ 貨物軽自動車安全管理者の選任（解任）の未届出、虚偽届出</p> <p>○選任（解任）の未届出に係るもの</p> | 初違反：警告 |
| | 再違反：10日車 |
| <p>○虚偽の届出に係るもの</p> | 初違反：40日車 |
| | 再違反：80日車 |
| <p>➤ 貨物自動車安全管理者の講習受講義務違反</p> | 初違反：10日車 |
| | 再違反：20日車 |
| <p>➤ 貨物軽自動車運転者等台帳</p> <p>○作成なし（5名以下）</p> | 初違反：警告 |
| | 再違反：10日車 |
| <p>○作成なし（6名以上）</p> | 初違反：10日車 |
| | 再違反：20日車 |
| <p>○全て作成なし</p> | 初違反：20日車 |
| | 再違反：40日車 |
| <p>○記載事項等の不備</p> | 初違反：警告 |
| | 再違反：10日車 |
| <p>➤ 貨物軽自動車運転者等台帳の保存義務違反</p> | 初違反：警告 |
| | 再違反：10日車 |

運送契約締結時の書面交付義務関係等に係る処分基準の追加

| 行政処分事由 | 行政処分内容 |
|---|-----------------------------------|
| <p>➤ 運送契約締結時の書面交付義務違反</p> <p>○ 交付なし 5 件以下</p> | <p>初違反：警告</p> <p>再違反：10日車</p> |
| <p>○ 交付なし 6 件以上 15 件以下</p> | <p>初違反：10日車</p> <p>再違反：20日車</p> |
| <p>○ 交付なし 16 件以上</p> | <p>初違反：20日車</p> <p>再違反：40日車</p> |
| <p>○ 記載事項等の不備</p> | <p>初違反：警告</p> <p>再違反：10日車</p> |
| <p>○ 交付書面の写しの保存 一部保存なし</p> | <p>初違反：警告</p> <p>再違反：10日車</p> |
| <p>全て保存なし</p> | <p>初違反：20日車</p> <p>再違反：40日車</p> |
| <p>➤ 他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する際の書面交付義務違反</p> | <p>運送契約締結時の書面交付義務違反に係る処分量定と同じ</p> |
| <p>➤ 運送利用管理規程の作成・届出違反</p> <p>○ 未作成</p> | <p>初違反：20日車</p> <p>再違反：40日車</p> |
| <p>○ 届出に係るもの</p> | <p>初違反：警告</p> <p>再違反：10日車</p> |
| <p>➤ 運送利用管理規程の必要事項設定違反（規程の内容不適切）</p> | <p>初違反：10日車</p> <p>再違反：20日車</p> |
| <p>➤ 運送利用管理者の選任違反</p> | <p>初違反：20日車</p> <p>再違反：40日車</p> |

運送契約締結時の書面交付義務関係等に係る処分基準の追加

| 行政処分事由 | 行政処分内容 |
|---|----------|
| > 運送利用管理者の選任（解任）の未届出、虚偽届出 ○選任（解任）の未届出に係るもの | 初違反：警告 |
| ○虚偽の届出に係るもの | 再違反：10日車 |
| > 運送利用管理者の意見に対する尊重義務違反 | 再違反：40日車 |
| > 実運送体制管理簿の作成義務違反 ○作成なし5件以下 | 初違反：80日車 |
| ○作成なし6件以上15件以下 | 初違反：10日車 |
| ○作成なし16件以上 | 再違反：20日車 |
| ○記載事項等の不備 | 初違反：警告 |
| ○実運送体制管理簿の備え置き 一部備え置きなし | 再違反：10日車 |
| 全て備え置きなし | 初違反：20日車 |
| > 実運送体制管理簿に係る通知義務違反 | 再違反：40日車 |
| | 初違反：警告 |
| | 再違反：10日車 |

疾病、疲労等のおそれのある運行の業務

(旧基準)

| 行政処分事由 | 行政処分内容 |
|-----------------|----------|
| ○健康診断未受診者 1 名 | 初違反：警告 |
| | 再違反：10日車 |
| ○健康診断未受診者 2 名 | 初違反：20日車 |
| | 再違反：40日車 |
| ○健康診断未受診者 3 名以上 | 初違反：40日車 |
| | 再違反：80日車 |



(新基準) ※違反件数に比例した処分の導入

| 行政処分事由 | 行政処分内容 |
|-------------------------------|----------|
| ○健康診断未受診者 1 名 | 初違反：警告 |
| | 再違反：10日車 |
| ○健康診断未受診者 2 名 | 初違反：20日車 |
| | 再違反：40日車 |
| ○健康診断未受診者 3 名以上 (未受診者 1 名あたり) | 初違反：15日車 |
| | 再違反：30日車 |

国土交通省では、令和7年2月～3月にかけて、運輸局ブロックごとに物流法改正に関する説明会を行う予定です。

形式はリアルとWEBのハイブリッド方式です。
詳しい日程、場所は右記リンク及び運輸局HP等で
適時お知らせする予定です。是非御参加ください。



改正物流法説明会
説明会日程全国まとめページ

開催主旨

令和7年4月の改正物流法の施行に向けて、トラック事業者に対して、「取引適正化のためのトラック事業者に対する規制的措置」や「物流効率化のための荷主・物流事業者に対する規制的措置」を中心に説明会を実施し、主として元請事業者等の理解を深める。

説明内容

法改正の背景、概要、書面交付の義務化、実運送体制管理簿・下請情報通知、健全化措置・運送利用管理規程・運送利用管理者、荷待ち時間等記録義務付け対象拡大、Q & A、物流効率化のための荷主・物流事業者が取り組むべき措置やその判断基準など

| No | 開催ブロック | 開催市 | 開催時期 |
|----|--------|------|--|
| 1 | 北海道 | 札幌市 | 令和7年 2～3月 (詳細調整中) ※随時HP等で 公表していく予定 |
| 2 | 東北 | 仙台市 | |
| 3 | 関東 | 横浜市 | |
| 4 | 北陸信越 | 新潟市 | |
| 5 | 中部 | 名古屋市 | |
| 6 | 近畿 | 大阪市 | |
| 7 | 中国 | 広島市 | |
| 8 | 四国 | 高松市 | |
| 9 | 九州・沖縄 | 福岡市 | |